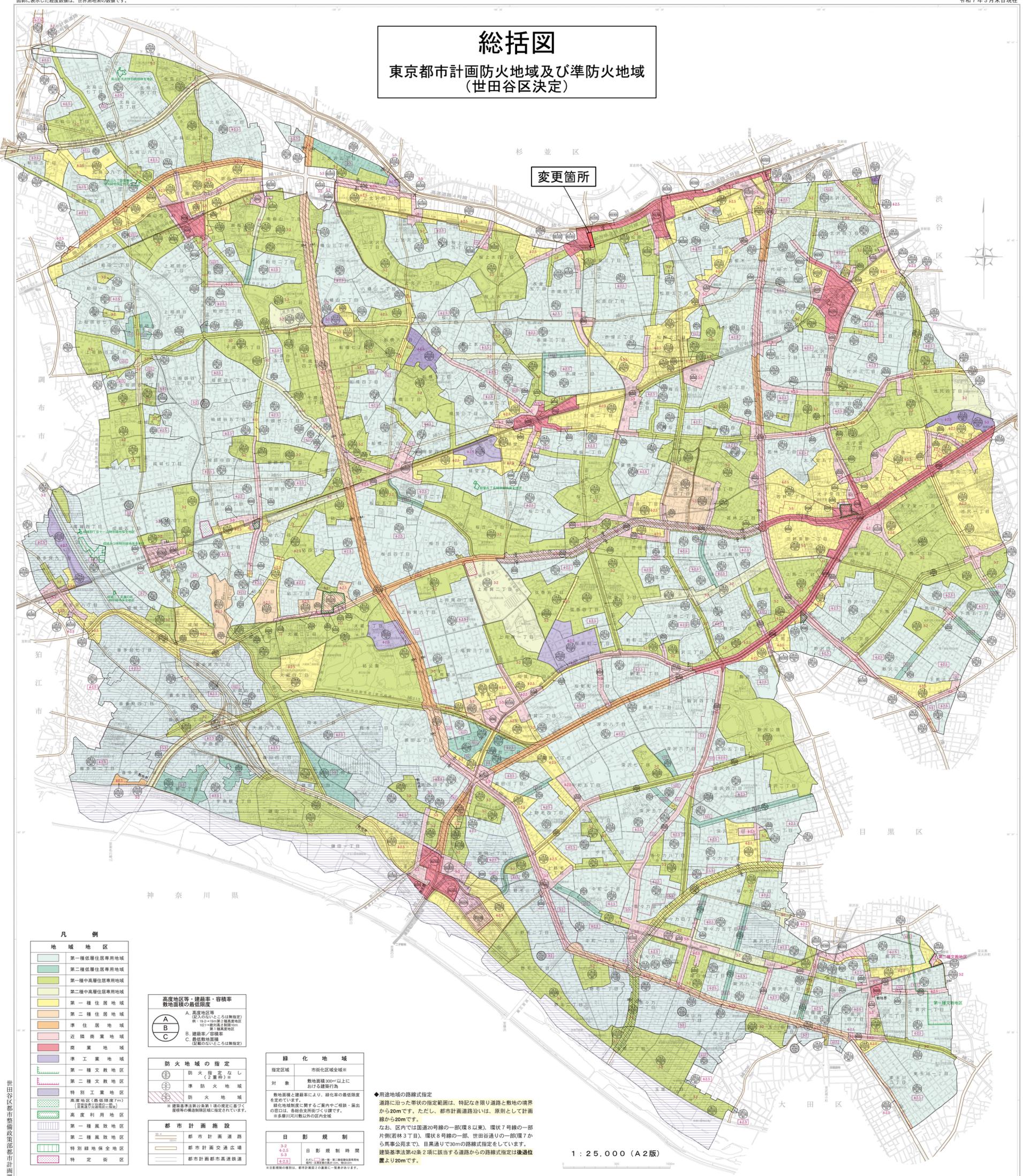


# 総括図

## 東京都市計画防火地域及び準防火地域 (世田谷区決定)

変更箇所



**凡例**

地域地区	
[Green]	第一種低層住居専用地域
[Light Green]	第二種低層住居専用地域
[Yellow-Green]	第二種中高層住居専用地域
[Yellow]	第一種住居地域
[Light Yellow]	第二種住居地域
[Orange]	準住居地域
[Pink]	近隣商業地域
[Purple]	商業地域
[Light Purple]	準工業地域
[Light Blue]	第一種文教地区
[Light Green]	第二種文教地区
[Light Blue]	特別工業地区
[Light Green]	高度地区(高度階度7m)
[Light Green]	高度利用地区
[Light Blue]	第一種風致地区
[Light Blue]	第二種風致地区
[Light Green]	特別緑地保全地区
[Light Blue]	特定街区

**高度地区等・建蔽率・容積率  
敷地面積の指定程度**

A	高度地区等 (出入のないところは無指定) ※100㎡以上の敷地面積 ※100㎡未満の敷地面積
B	建蔽率/容積率 ※1階建て敷地
C	広敷のないところは無指定

**防火地域の指定**

[Circle with slash]	防火指定なし (2重特)※
[Circle with slash]	準防火地域
[Circle with slash]	防火地域

**都市計画施設**

[Line]	都市計画道路
[Line]	都市計画交通広場
[Line]	都市計画都市高速鉄道

**緑化地域**

指定区域	市街化区域全域※
対象	敷地面積300㎡以上 における建築行為

敷地面積と建蔽率により、緑化率の数値限度を定めています。  
緑化地域制度に関するご案内やご相談・届出の窓口は、各総合支所が便利です。  
※多摩川川口橋以内の区内全域

**日影規制**

3.2	日影規制時間
4.2.5	日影規制時間
5.3	日影規制時間
6.2.3	日影規制時間

◆用途地域の路線式指定  
道路に沿った帯状の指定範囲は、特記なき限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。  
なお、区内では環道20号線の一部(環8以南)、環状7号線の一部(片側(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通りの一部(環7から馬事公団まで)、目黒通りで30mの路線式指定をしています。  
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位置より20mです。

1 : 25,000 (A2版)